

第16号議案

中間市死者情報の開示等に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

中間市長 福田 浩

中間市死者情報の開示等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、死者に関して有する財産並びに権利及び義務（以下「財産等」という。）の効果的な探索及び当該財産等に係る財産権の実現並びに死者の診療情報等の記録及び名誉の保全を図り、死者情報を適正に活用することを目的として、死者情報の開示等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「死者情報」とは、中間市情報公開条例（平成12年中間市条例第16号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項の情報のうち情報公開条例第6条第3号に規定する個人に関する情報であって当該個人が生存していないものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、情報公開条例の例による。

(死者情報の開示を受けた者の責務)

第3条 この条例の定めるところにより死者情報の開示を受けた者は、当該開示を受けた死者情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(実施機関の責務)

第4条 実施機関は、死者情報がみだりに開示されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

(開示することができる死者情報)

第5条 実施機関は、次の各号に掲げる者から死者情報の開示の依頼（以下「開示依頼」という。）があったときは、それぞれ当該各号に定める死者情報を開示することができる。

(1) 当該死者を被相続人とする民法（明治29年法律第89号）第5編第2章に定める相続人（廃除された者を含み、放棄した者を除く。） 次のアからウまでに掲げる死者情報

ア 当該死者から相続する財産等に関する情報（財産等の探索及び特定に必要な情報を含む。以下この項において同じ。）

イ 不法行為に基づく損害賠償請求権であって当該死者に起因するものに関する情報

ウ 当該死者の診療経過、診療情報及び介護に関する情報

(2) 当該死者から財産等の遺贈又は死因贈与を受けた者 当該死者から遺贈又は死因贈与を受けた財産等に関する情報

(3) 契約により当該死者に対し債権を有する者又は債務を負う者 当該死者に対し有する債権又は債務に関する情報

(4) 当該死者が成年に達していなかった場合における当該死者の死亡時の親権者又は未成年後見人 次のア又はイに掲げる死者情報

ア 不法行為に基づく損害賠償請求権であって当該死者に起因するものに関する情報

イ 当該死者の診療経過、診療情報及び介護に関する情報

(5) 死者の死亡時、当該死者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び主に当該死者の収入により生計を営んでいた者 次のア又はイに掲げる死者情報

ア 不法行為に基づく損害賠償請求権であって当該死者に起因するものに関する情報

イ 当該死者の診療経過、診療情報及び介護に関する情報

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示依頼の対象となっている死者情報が情報公開条例第6条各号のいずれかに該当するときは、当該死者情報の全部又は一部について開示しないものとする。この場合において、情報公開条例第6条第3号の適用については、同号中「個人に」とあるのは、「開示依頼の対象となっている死者及び開示依頼をする者以外の個人に」とする。

(死者情報の部分開示)

第6条 実施機関は、開示依頼に係る死者情報に前条第1項の規定により開示することができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されているときは、これを可能な限り区分し、同条第2項に規定する情報が記録されている部分を開示の対象から除くものとする。

(死者情報の存否に関する情報)

第7条 実施機関は、開示依頼に係る死者情報が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合その他不開示情報を開示することとなるときは、当該死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示依頼に応じないものとする。

(開示依頼の方法)

第8条 死者情報の開示依頼をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、開示依頼の対象となる死者情報が第5条第1項第1号ウ、同項第4号イ又は同項第5号イに該当する場合は、第4号の事項の記載を要しない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 開示依頼の対象となる死者情報を特定するために必要な事項
- (3) 死者情報の開示の方法
- (4) 当該死者情報の開示依頼をする理由、利用目的の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定による書面の提出に当たっては、開示依頼をする者と死者との関係その他の当該開示依頼をする者が第5条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付しなければならない。

(開示依頼に対する決定等)

第9条 実施機関は、前条の規定による書面の提出があつたときは、当該書面の提出があつた日から30日以内に当該開示依頼に対する諾否の決定をしなければならない。ただし、当該書面の形式上の不備について補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、当該開示依頼をした者（以下「依頼者」という。）に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 前項の場合において、死者情報の開示をしない旨の決定（第6条の規定により、開示依頼に係る死者情報の一部を開示しないこととする場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該決定を30日以内に限り延期することができる。この場合におい

て、実施機関は、依頼者に対し、速やかに、当該延期の理由及び当該決定をすることができる期日を書面により通知しなければならない。

(開示依頼に対する決定の期限の特例)

第10条 死者情報の開示依頼に係る情報が著しく大量であるため、第8条の規定による書面の提出があった日から60日以内にその全てについて前条第1項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項又は同条第4項の規定にかかわらず、実施機関は、当該開示依頼に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に同条第1項の決定をし、残りの情報については相当の期間内に同項の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、依頼者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 当該残りの情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第11条 実施機関は、死者情報の開示依頼があった場合において、当該開示依頼に係る死者情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示依頼に応ずべき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、依頼者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、第9条第1項の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第9条第1項の規定により死者情報の全部又は一部について開示をする旨の決定をしたときは、当該実施機関は、当該死者情報の開示をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該死者情報の開示に必要な協力をしなければならない。

(第三者の情報)

第12条 実施機関は、開示依頼に係る死者情報に依頼者及び当該死者情報の本人である死者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報を含む場合には、当該開示依頼に対する決定等に先立ち、当該第三者に対し、当該死者情報に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見を書面により提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見の提出の機会を与えられた第三者が当該死者情報の開示に反対の意思を表示した書面を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第13条 実施機関は、死者情報の全部又は一部について開示をする旨の決定をしたときは、文書、図画又は写真（第3項において「文書等」という。）については閲覧又は写しの交

付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により、速やかに、依頼者に対し当該死者情報の開示をするものとする。

2 死者情報の開示の日時及び場所は、第9条第2項の規定による通知において実施機関が指定するものとする。

3 実施機関は、死者情報の開示に当たり、文書等の閲覧をさせることにより、当該文書等が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、死者情報の一部を開示をするときその他の相当の理由があるときは、当該文書等の写しにより死者情報の開示をすることができる。
(費用負担)

第14条 死者情報の開示に係る手数料は、徴しない。ただし、写しの交付により死者情報の開示をする場合は、当該写しの交付に要する費用は、依頼者の負担とする。
(死者情報の提供)

第15条 実施機関は、他の実施機関並びに国及び他の地方公共団体から死者情報について提供の依頼があったときは、次に掲げる死者情報の提供をすることができる。

(1) 事務又は事業の執行上必要な情報

(2) 当該死者の名誉に資する情報

2 第3条から第13条まで(第5条第1項を除く。)の規定は、前項の規定による死者情報の提供の依頼について準用する。

(他の法令との関係)

第16条 開示依頼の対象となる死者情報が依頼者を本人とする保有個人情報にも該当する場合は、当該保有個人情報に該当する部分については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条の規定による開示請求があったものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、死者情報について他の法令等において開示その他これに類する取扱いが定められているときは、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。